

平成 28 年 9 月 15 日

株主各位

住所 徳島県徳島市問屋町 48 番地
会社名 株式会社デンタス
代表者名 代表取締役 島 文男

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 28 年 9 月 13 日開催の取締役会において、当社の子会社（以下「対象会社」という）の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する事を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社デンタス 第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者：対象会社取締役 1 名 新株予約権 10,000 個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 10,000 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下合わせて「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整する事ができる。

4. 新株予約権の総数

10,000 個とする。

なお、付与株式数は 10,000 株とする。

5. 新株予約権の払込金額又はその算定方法
金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。
6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）
新株予約権1個当たり3,000円（1株当たり3,000円）
7. 新株予約権の権利行使期間
本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という）は、平成31年12月1日から平成36年11月30日までとする。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (i) 対象会社の平成29年8月期から平成31年8月期までの各事業年度における年間売上高の平均値が、93,000,000円を超過したこと。なお、行使できる新株予約権の数は、当該超過金額の10%相当額を行使価格である3,000円で除した個数とする。但し、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年が経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していたとすれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
 - (iii) 上記(ii)に定める場合を除き、新株予約権の相続による承継は認めない。また、上記(ii)にもかかわらず、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、新株予約権の再度の相続は認めない。
 - (iv) 新株予約権者は、権利行使時まで、対象会社の取締役又は使用人（執行役員を含む。）としての地位のいずれも喪失した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (v) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
 - (i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)に定める資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の取得に関する事項

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 8. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を合わせて以下「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 条イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した再編後払込金額に上記 (iii) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使する事ができる期間

上記 7. に定める残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 7. に定める残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(vi)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記9. に準じて決定する。

(vii)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(viii)その他新株予約権の行使の条件

上記8. に準じて決定する。

(ix)新株予約権の取得事由及び条件

上記10. に準じて決定する。

(x)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

13. 新株予約権の割当日

平成28年9月30日

14. 新株予約権を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権にかかる新株予約証券を発行しないものとする。

以上